

帯広市障害者（児）通所施設等交通費助成事業について

助成対象となる方

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、障害福祉サービス受給者証のいずれかの交付を受けている方で、帯広市に住民票がある在宅の方（**他市町村からのサービス受給者は除く**）
- ② 生活保護を受けていない方

上記①と②の要件を満たし、かつ下記のいずれかに当てはまる方

- ・ 障害者総合支援法に定める「生活介護」又は「就労継続支援B型」を利用している方
- ・ 帯広市地域活動支援センター事業実施要綱に基づく地域活動支援センターに通所している方
- ・ 児童福祉法に定める「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」を利用している方（日中一時支援事業は対象となりません）

助成内容について

◎通所の手段により次のとおり異なります。

(1) 路線バス・・・自宅から通所施設等までの乗車区間にかかる運賃を助成

- ・ 障害者手帳により運賃の割引を受ける方、小児運賃適用の児童
障害者割引運賃・小児運賃（通常運賃の半額10円未満切上）の額
- ・ 上記の割引を受けない方
通常の旅客運賃の額

なお、通所者に付き添って同乗する方の運賃も助成対象となります。

(2) 自家用車・・・自宅から通所施設等までの距離に応じて助成

※ 自宅から通所施設等までの片道距離が2km以上の方が対象となります。

通所に要する距離（1km未満の端数切捨）に10分の1を乗じ、市が4月1日時点で契約するガソリン単価を乗じた額

(3) 施設送迎バス・・・施設送迎バスの運賃を助成

実費負担額（片道270円上限）に通所回数に乗じた額

～ 注 意 事 項 ～

- 申請は四半期ごとに行っていただき、1四半期につき**合計3万円を上限**として支給します。
- 最も経済的な経路により通所する交通費を助成対象としています。申請内容について、必要に応じて訂正を行うことがあります。
- 新規、通所先や住所または通所方法の変更がある場合、審査に時間を要するため、支給が遅れる場合があります。

助成対象期間について

◎ 提出期限を過ぎても申請できますが、支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。

対象期間	提出期限
第1四半期（4～6月分）	7月上旬
第2四半期（7～9月分）	10月上旬

対象期間	提出期限
第3四半期（10～12月分）	1月上旬
第4四半期（1～3月分）	4月上旬

【問い合わせ先】 帯広市役所障害福祉課 電話65-4148/FAX23-0163